

障害関係各種手当について

障害のある人が地域で自立した生活をしていくため、経済的負担を少しでも軽減できるように、次のような手当があります。
 笠間市在宅心身障害児福祉手当については、制度の改正により、平成20年4月分から支給金額が変更になっています。

笠間市在宅心身障害児福祉手当

笠間市に居住する20歳未満の心身に重度の障害がある児童と同居・養育している方に支給します。

手当の額

○月額3千円▽身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A級・2級、療育手帳B

○月額1,500円▽身体障害者手帳3級、療育手帳B

支給方法▼年2回(3月・9月)指定銀行口座に振り込みます。

支給制限▼障害児福祉手当を受けている場合や福祉施設等に入所している場合は支給されません。手続き▼手帳、印鑑、児童状況書

特別児童扶養手当

身体又は精神に障害のある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給します。

対象者▼身体障害者手帳1・2・3級及び4級(下肢障害)又は、療育手帳A・A・B程度の方及び同程度の精神障害のある方

手当の額(1人当たり月額)／
 ○1級(重度)▽5万7500円
 ○2級(中度)▽3万3,800円

支給方法▼年3回(4月・8月・12月)指定銀行口座に振り込み

ます。

支給制限▼前年の所得が一定額以上の場合や、児童が障害による公的年金を受けた場合は支給されません。

手続き▼認定請求書、手帳、印鑑、住民票(世帯全員)、戸籍謄本、診断書

特別障害者手当

身体又は精神の障害により重度又は重複しているなどのため、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。

手当の額▼月額2万6,440円
 支給方法▼年4回(2月・5月・8月・11月)指定銀行口座に振り込みます。

支給制限▼前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

手続き▼手帳、印鑑、住民票(世帯全員)、診断書(特別障害者手当用)

障害児福祉手当

身体又は精神に重い障害がある

ため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

対象者▼身体障害者手帳1級、療育手当A程度の方

手当の額▼月額1万4,380円
 支給方法▼年4回(2月・5月・8月・11月)指定銀行口座に振り込みます。

支給制限▼保護者の前年の所得が一定額以上の場合や、障害を支給事由とする年金を受給できる

とき、福祉施設等へ入所している場合は支給されません。
 手続き▼手帳、印鑑、診断書、住民票(世帯全員)

難病患者見舞金

対象者▼笠間市に住所があり、医師が難病と診断した方、又は保健所に難病患者登録をしている方(一部の病名を除くため、詳しくは社会福祉課にお問い合わせください)

手当の額▼月額3千円
 支給方法▼年2回(9月・3月)指定銀行口座に振り込みます。

手続き▼医師の診断書又は一般特定疾患医療受給者証の写し

障害者扶養共済制度

障害児(者)の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図ることを目的として、保護者が毎月掛金

を納入して、保護者に万一のことがあった場合に、残された障害児(者)に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者▼1～3級の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する障害児(者)の保護者(父母、配偶者、兄弟、姉妹、祖父母、その他の親族)で、県内に住所があり、特別の病気や障害を持たない65歳未満(平成20年4月1日現在)の方(精神・難病を含む)

掛金▼保護者の加入時の年齢により9,300円～2万3千円まで7段階に分かれています。
 年金額▼1口加入の方は月額2万円、2口加入の方は月額4万円
 ※障害児(者)が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

手続き▼加入等申込書、住民票謄本、申込者告知書、障害の種類・程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳等)、年金管理者指定届書(障害のある方が年金を管理することが困難な場合)、印鑑

◆各種手当は申請により支給されますので、新たに該当する方は窓口にお問い合わせください。

問合せ・申請先

社会福祉課(内線155・156)
 笠間支所福祉課(内線72161)
 岩間支所福祉課(内線73171)